暗号資産・電子決済手段の移転に係る通知義務 (トラベルルール)

■ 暗号資産・電子決済手段の取引経路を追跡することを可能にするため、暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者(以下「VASP」という。)に対し、暗号資産・電子決済手段の移転時に送付人・受取人の情報を通知する義務を新設



対象とする移転

[法第10条の3、第10条の5]

- 国内VASPへの移転・外国VASP (注1)への移転を 対象とする(個人・無登録業者は対象外)。
- ★ 金額、種類にかかわらず、全ての移転を対象とする (注2)。
- (注1) 資金決済に関する法律に規定する外国暗号資産交換業者・ 外国電子決済手段等取引業者
- (注2) 電子決済手段のうち特定信託受益権は対象外

除外される移転

[政令第17条の2、第17条の3]

▶ 我が国の通知義務に相当する規制が定められていない国又は地域に対する移転については、除外する。 (告示指定)

通知事項

[規則第31条の4、第31条の7]

	自然人	法人
送付人 情報	 氏名 住居 or 顧客識別番号等 ブロックチェーンアドレス or 当該アドレスを特定できる番号 	 名称 本店又は主たる事務所の所在地 or 顧客識別番号等 ブロックチェーンアドレス or 当該アドレスを特定できる番号
受取人 情報	④ 氏名⑤ ブロックチェーンアドレス or当該アドレスを特定できる番号	④ 名称⑤ ブロックチェーンアドレス or当該アドレスを特定できる番号

通知事項の記録・保存義務

「規則第24条]

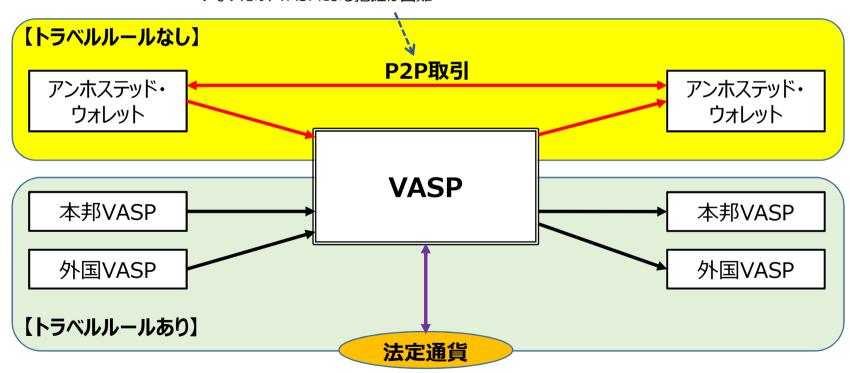
▶ 通知した事項・通知を受けた事項について記録・保存義務を課す。

アンホステッド・ウォレットについて

- 暗号資産・電子決済手段は、利用者が自ら管理するウォレットである「アンホステッド・ウォレット※」に対して移転することが可能であり、当該ウォレットを用いた**P2P取引**が可能。
- アンホステッド・ウォレットとの取引は、その匿名性や管理者による移転制限の欠如によるリスクが存在するところ、FATF等においても対応の必要性が指摘されており、我が国においても対応を検討。

※ アンホステッド・ウォレットとは、事業者がホスト (管理) していないウォレット (口座) を意味する。

為替取引における個人間の現金取引に相当し、VASPは取引に関与していないため、VASPによる把握は困難



アンホステッド・ウォレット等との取引に係る制度

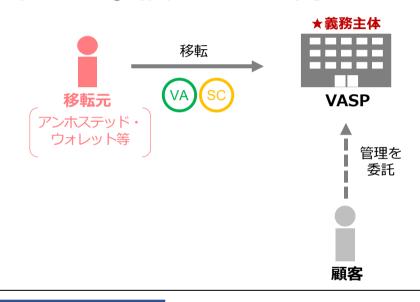
■ VASPに対し、アンホステッド・ウォレット等*との取引についても所有者情報を収集・保存することを 求め、トラベルルールと合わせて、取引経路の可視化を進める。

> *個人が管理するウォレットのみならず、無登録業者や通知義務が課されていない国等に 所在する事業者が管理するウォレットなど、通知義務の対象外のウォレットを指す。

【取引ケース①(移転を行う場合)】

★義務主体 VASP 移転先 アンホステッド・ウォレット等 耐客

【取引ケース②(移転を受ける場合)】



記録・保存義務

「規則第24条〕

- ▶ 取引相手のアンホステッド・ウォレット等の所有 者情報(氏名・アドレス等)を取得し、記録す ることを求める (注)。
 - (注) 移転を受ける場合には、自らの顧客が送付元の所有者情報を 全て把握しているとは限らないことから、知り得た事項に限る。

情報収集義務等

「規則第32条]

- ▶ 体制整備の内容として、以下の措置を講ずることを求める。
 - ✓ 取引相手のアンホステッド・ウォレット等の属性について調査・分析し、マネロンリスクの評価を行うこと
 - ✓ 取引相手の所有者情報(氏名・アドレス等)を 収集すること